

国際社会における地域統合の意義

－欧州統合から見えるもの－

Significance of EU Regional Integration in the Global Community

上村 健兒

Kenji Kamimura

What is the significance of success of EU integration for us? It seems to symbolize the possibility of a new type of regionalism that will ultimately lead to the loose federation of nations. Generally speaking, the global community can establish the stable social order after establishing multidimensional relationships of mutual trust in the political, economic and security fields. This means the establishment of multilateral system of politics and economies based on the regional unity among plural nations. The essence of collective system lies in the construction of an organization that can concertedly face with global problems. It may require much time and efforts to nurture mutual trust in order to achieve the integrated collective system, but once concerned nations can attend the common forum and participate in the dialog as equal partners, the basis will be laid for the establishment of peaceful international order. For this purpose, we need a new system of regional integration that deals with political, economic, and security problems in a comprehensive and integrated manner. It is not impossible because the premise of regional integration is dependent on the mutual trust between the nations concerned. I believe that, as shown in the case of EU, a new type of regional integration can be achieved by the nations concerned sharing the functions as equal partners.

はじめに

情報通信技術の進展によりもたらされた、経済におけるグローバリゼーションの波は、従来の国家体制の枠組み¹⁾を越えて、新たな国際社会秩序形成に向かっている。欧州社会では、金融業界を中心に、国境を越えた大掛かりな再編が動き始めている。超国家的統治機構（スプラッショナル）といわれる「欧州連合（European Union）」²⁾である。

欧州連合（以下、EU）は、同一地域内に属する15の国家群³⁾によって構成されており、市場統合という経済的分野を対象に形成され

てきたが、やがて、外交や安全保障政策、内政や司法といった政治的分野（High Politics）にまでも政策調整を行うなど、域内諸国の統合を目指している。

このように形成してきたEUではあるが、諸国家は統合を進める際に、複雑かつ困難な調整を必要としたのではないだろうか⁴⁾。そもそも、EUを構成する主権国家は、各々独自の国家体制が確立されていたであろうし、制度、政策、法の観念等も異なる筈である。特に、外交や司法、安全保障政策といった高度の政治的判断が求められる分野

については、統合により、国家の固有の権限であるところの『主権』が制約されることにも繋がる恐れがあるのである。

では、このような複雑な事情の下にありながらも、EU統合を可能ならしめたとされる要因は一体何であろうか。

EU統合を支えた原動力は、諸外国からの影響力に対する「地域自身の必要性」⁵⁾と「高度の均質性」⁶⁾を有していたためである、と指摘される。すなわち、EUは、前述のように、同一地域に属する主権国家により構成されているが、これら諸国家の政治体制や文化、経済的状況といったものが相当程度に近似しており、このことが他の諸地域とは異なり、統合を可能にしたというのである。

確かに、地理的近接性はもちろんのこと、政治的・文化的・経済的状況の均質性は、統合のプロセスにおいて、重要な要因となり得るであろう。グローバリゼーションの結果⁷⁾として、地域的にまとまりのある諸国家が結び付きを強めたのは、いわば必然であったといえるのかも知れない。

このような変遷を経て、EU諸国は、政治的にも経済的にも、自国のみの発展という単独国家体制から脱却し、地域主導による複合協力体制の道⁸⁾を選択したのである。

特殊な政治的・法的レジームの下で、政治・経済の統合を選択したEUをめぐる諸制度を検討することは、地域主義（Regionalism）を研究し、また評価する上で、非常に意義があるものと思われる。もちろん、EUだけが地域統合ではない。しかし、統合の深化といった度合の点からいっても、EUは「地域統合におけるモデル・ケース」といえる。

今後、経済活動の拡大に伴い、国境の稀薄化がますます進むものと思われる。国家は、この世界的なメガ・コンペティション時代を

生き抜くために、これまで以上の地域協力、経済協力、政治的意思が求められるであろう。

本稿は、こうした事象を捉え、比較的統合が成功したとされるEUを例に、地域統合の構造及びその可能性につき考察する。

1. 国際機構論

EUは、15ヶ国にも及ぶヨーロッパの主権国家の間で締結された国際条約⁹⁾により設立された国際機構¹⁰⁾である。国際社会における基本的な構成単位は、伝統的には、国家のみであるとされてきた。すなわち、国際社会は国家間の政治であると考えられていたのである。しかしながら、国家は、必ずしも普遍的な存在ではなく、成立や消滅、拡大や縮小をする変動的な存在¹¹⁾もある。そして、国家間の経済的・社会的生活関係の拡大に伴い、国家の枠を越えた活動に対応するための行為主体が必要となり、主権国家とは異なる新たな行為主体が、実際の政治の場に出現し、その存在の重要性が増してきたのである。すなわち、国際機構は、自然発生的に成立してきた国家とは異なり、複数の国家ないし団体によって、人為的に創出された存在であるといえる。

国際社会を構成する唯一の存在であった主権国家以外に、国際社会の実体としては、政府間機関（IGO）である国際連合（UN）をはじめ、世界貿易機関（WTO）などの各種常設機関、地域に限定された範囲の加盟国を有する地域的国際機構としては、東南アジア諸国連合（ASEAN）や北大西洋条約機構（NATO）、アフリカ統一機構（OAU）など、そして、非政府機関（NGO）としては、民間国際団体、トランクナルな多国籍企業等、が存在する。このように、国際社会を

構成する主体は国家だけではなく、同時に、各種の国際機構も存在し、多元性を有しているといえるのである。

以下、国際社会における国際機構の概念を明らかにした上で、国際機構と国家の関係につき検討する。

(1)国際機構の定義及び構造

国際社会における唯一の主体であった国家との関係において、国際機構とはどのような存在を考えることができるか。まず、国際機構の概念について、その内容を明らかにする必要がある。

一般に、国際機構は国家間の条約により設立される。国際機構を設立する条約には、国際機構の目的、原則、任務、権限、内部機関、加盟、除名、脱退等、国際機構の基盤をなす要件が規定される。すなわち、国際機構は、国家間によって起草された設立基本条約（以下基本条約）に基づく組織体であるといえる。そして、国家とは別個・独立の組織体を創出することで、国家自身は一定の制約を受けることになる。また、国際機構の構成員としての地位に関わる諸問題に対しては基本的に基本条約の規定に則り、その規律に服することになるのである。そして、基本条約に規定された共通目的を達成するための国家間協力が、国際機構の主たる任務であり、存在理由でもあるといえる。故に、国際機構は、本質的には当該任務の遂行のための手段といえるのである。

以上から、国際機構を定義すると「国家などの主体が複数国にまたがって、一定の目的・任務を遂行するために、意図的・任意的に設立された社会的実体であり、その附与された目的・任務の遂行によってのみ正当化される主権国家関係の調整・規制のための機能的手

段」¹²⁾であると定義することができよう。このように設立された国際機構は、主権国家から切り離された、独立的な存在であるといえる。

では、国際機構の組織及びその構造はどのようなものなのか。国際機構は、主権国家による多数国間条約により、共通目的達成の共同的処理をその目的とする。国際機構の組織構造としては、通常「総会」・「理事会」・「事務局」の、いわゆる三部構成をとる。総会とは、全加盟国の代表者によって構成され、国際機構内における一般的権限を有する最高意思決定機関である。理事会とは、一部の加盟国の代表者によって構成され、共通目的実現のための活動を監督・執行する機関である。事務局とは、国際機構の職員で構成され、国際機構における窓口的役割として事務全般を遂行するものである。また、これらに加えて加盟国間の法律問題を扱う司法機関¹³⁾を備える国際機構も存在する。

(2)国際機構と加盟国との関係

国家は国際機構を構成する加盟国として、国際機構の主体として活動に参加する場合もあれば、利害関係如何によっては、主権国家として国際機構と対峙する場合もある。このように、国際機構とそれを構成する主権国家との関係は、複雑なものになっているのである。では、国際機構と加盟国とはどのような関係にあるといえるのか。ここでは、国際機構における加盟国 の地位を、対内的地位と対外的地位とに分けて検討する。

まず第一に、国際機構の構成要素としての加盟国 の地位が挙げられる。すなわち、国際機構の構成要素として、国際機構内に位置する場合の加盟国としての地位である。この場合、国際機構は、国家から独立した固有の機関を有することから、加盟国は国際機構の意

思形成に寄与したり、また、国際機構の決定に拘束されたりする。国際機構は、前述のように、共通目的を達成するために、複数の国家が、国際条約その他国際合意に基づいて設立されたものであるから、この基本条約が国際機構の「基本法」として作用し、加盟国の活動を規律することになる。このとき、加盟国は、国際機構の構成要素としての対内地位と国際機構とは別の伝統的主権国家としての対外的地位を有することになるのである¹⁴⁾。第二に、国際機構を創出した主権国家としての加盟国地位が挙げられる。すなわち、国際機構を創出した主権国家群としての加盟国地位である。この場合、国際機構は未だ存在していないから、加盟国は伝統的な主権国家として存在し、主権国家として、基本条約を通常の条約として締結する。そこでは、基本条約は、単に国家間条約の1つでしかない。このとき、加盟国は対外的地位を有し、国際機構とは別の伝統的な主権国家として機能することになるのである。第三に、国際機構の外に位置する主権国家としての加盟国地位が挙げられる。すなわち、国際機構と対等に行動をとる主権国家として作用する加盟国地位である。主権国家が国際社会において政治的実体¹⁵⁾を備えている限り、国際社会の構成員として認められるのは当然である。この場合、国際機構と加盟国とは、国際社会上、各々、独立した存在であり、国際機構と加盟国との関係は相互に対立・対等であるといえる。このとき、加盟国は対外的地位を有し、国際機構とは別の伝統的主権国家として機能することになるのである。特に問題となるのは、主権国家としての立場と加盟国としての立場が相反する場合に、両者をどのように調整するかである。この点については、事例に則し、個々具体的に判断することになろう。

このように、複数国による制度的・組織的関係の国際機構は、多重構造をとっているといえる。

(3)国際機構の法主体性とその性格

国際機構と国家との法的関係はどのようにになっているのか。国際機構は、基本条約により人為的に創出された存在であるが、法主体性が認められるのだろうか。また、認められるとしたら、どの程度認められるのであろうか。

国際機構が、法主体性を有していることに、学説・判例に異論はない。一般に、国際機構が、加盟国から独立・別個の存在として、客観的に存在する事実さえあれば、国際法主体性は認められる。この点、国際機構は国家間による条約に基づき、人為的に創出された存在であるから、国際機構の法主体性は、その基本条約に、明示的に規定されている場合のみ認められるとする説もある。確かに、国際機構は、基本条約に基づき人為的に創出された存在であるから、国家とは同一の法主体性があるとはいえないのではなかろうか。

国際機構は国際法上の法主体性だけではなく、各々加盟国における国内法上の法主体性についても認められる。これは、国際機構がその活動を遂行する際に、特定の加盟国の領域内で、その加盟国の国内法に従って法律行為を行うからである。

では、国際機構と国家はどのような関係にあるといえるか。すなわち、国際機構は国家の主権に影響を及ぼすのであろうか。この点に関しては、未だ学説の統一をみていないが、概ね以下の3説が挙げられる。

第一に、「国家連合説」と呼ばれるものである。この説は、国際機構を伝統的国際社会における複合国家の1つ、国家連合として捉

える説である。ここでいう国家連合とは、主権国家が基本条約に基づき並列的な国家結合を行ったとするものである。第二に、「法人説」と呼ばれるものである。この説は、国際機構を「国家を構成員とする国際法人」と捉える説である。ここでいう法人とは、国際社会上、国家とは別個・独立した存在として、共通の目的を達成する。この場合、国際機構と国家は並存の関係にある。第三に、「機能的統合説」と呼ばれるものである。この説は、国家の主権の一部、あるいはその行使の権限を国際機構に移譲することによって、国際機構の権限を増大させ、統合を果たすと捉える説である。究極的には、国際社会全体を統合しようとするものである。

以上、国際機構の概念およびその構造についての概観を考察した。この結果をもとに、国際社会上、EU が如何なる国際的団体であるかを検討する。

2. EU 統合論

欧州では、1950年5月のロンドン外相会議における「シューマン宣言」¹⁶⁾を契機に、1951年に締結されたパリ条約に基づき「欧洲石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community; ECSC）」¹⁷⁾を設立、次いで1957年に締結されたローマ条約に基づき「欧洲経済共同体（European Economic Community; EEC）」、「欧洲原子力共同体（European Atomic Energy Community; EAEC 又は EURATOM）」を設立した。

そして、これら3共同体を統合する形¹⁸⁾で、1967年の機関統合条約に基づき「欧州共同体（European Communities; EC）」が発足した。その後、1987年にはローマ条約を大改正して「単一欧州議定書（Single European Act;

SEA）」¹⁹⁾が発効され、国境のない単一市場を創設することが確認された。さらに、1993年11月に発効したマーストリヒト条約に基づき「欧州共同体（EC）」から「欧州連合（EU）」へと発展することになったのである²⁰⁾。

特に、マーストリヒト条約は、EU 統合の流れの中でも、決定的重要性をもつものである。政治や外交、経済、安全保障、防衛といった広範な分野に対する規範の確立をはじめ、通貨の発行・管理²¹⁾という国家主権の根幹に関わる権限を EU に移譲することが採択されたのである。また、欧州中央銀行の創設（ECB）、単一通貨制度の導入等の通貨統合（EMS）、共通外交・安全保障政策（CFSP）など、従来よりも更に進んだ政治的・経済的統合が進められている。こうした統合への一連の動きは、人、物、資本、サービスの EU 域内間の自由移動を保障する市場統合の延長線上にあるといえる。その結果、EU は国際社会上、例を見ない地域的統合を果たすことになったといえる。

以下、EU を支える制度と組織構造を検討した上で、国際社会における EU の位置付けについて検討する。

(1) EU の組織構造

EU は、ヨーロッパの主権国家の間で締結された多数国間条約により、共通目的達成のための共同的処理をその任務とする国際機構である。この点は、通常の国際機構と何ら変わるものではない。しかしながら、EU が超国家的国際機構といわれるからには、既存の国際機構とは異なる、何か別異の特徴を有している筈である。すなわち、EU がスプライシナルといわれる所以は一体何なのかの問題もある。

基本条約であるマーストリヒト条約の規定

では、EUの活動は、主に3つの異なる領域から構成される。それは、第一に「共同体としての活動に関する領域」、第二に「共通外交・安全保障政策に関する領域」、第三に「司法・内務分野協力に関する領域」である。

まず、第一の領域の基礎は、ESECとEECとEAECからなるECである。ECは、共同体という性質上、基本条約によって規定された共通目的を達成するために、加盟国的一般経済政策の調整を図り、共通政策に関する決定を採択する。すなわち、条約締結権を有するのは、このECであり、実質的に、EUの中核をなす役割を担っているのである。第二の領域の基礎は、共通外交・安全保障政策（Common Foreign and Security Policy; CFSP）である。共通の立場を規定し、加盟国の外交政策の協調、EUとしての対外的行動の統一を採択する役割を担っているのである。第三の領域の基礎は、司法・内務協力（Cooperation in the fields of justice and home affairs; CJHA）²²⁾である。共同行動を通じて、司法分野に関する協定を起草し、加盟国に採択を勧告する役割を担っているのである。

では、EUを運営する機関の構成はどのようにになっているのか。

EUは、各加盟国内の直接選挙により選出された議員により構成される「欧州議会」²³⁾、加盟国の政府代表者によって構成される「欧州連合理事会」²⁴⁾、加盟国首脳と欧州委員会委員長により構成される「欧州理事会」²⁵⁾、加盟国から独立した個人の立場で参加し、EUの利益のためにのみ行動し、基本条約・共同体法の実施権限を有する唯一の機関である「欧州委員会」²⁶⁾、基本条約及び共同体法規の遵守を監視する「欧州裁判所」²⁷⁾、その他地域評議会や経済社会評議会などを中心に、実質的に運営されることになる。特に、

欧州議会では、政策決定に関与はするが、通常の議会の権能である立法権限は認められていない。また、欧州連合理事会の政策決定では、通常の国際機構とは異なり、各国の人口比に応じて議決権が異なる「加重特定多数決方式」²⁸⁾が導入されていることが特徴的であり、超国家的性質が顕著であるといえよう。そして、この「超国家制を担保しているのは、国内法に優越するEU(EC)法と閣僚理事会における加重特定多数決による政策決定方式」²⁹⁾であることが指摘されているのである。

このように、EUは組織構造の面においては、従来の国際機構にはみられない独特の性格を有するといえる。

(2) EUの法制度

EUが超国家的国際機構といわれる所以の、もう1つの側面は、EU独自の法体系を有していることであろう。EUは、多数国間条約により設立された国際機構である。国際機構と国家との関係は、前述したように、別個・独立の関係を示すものである。すなわち、国際機構は、加盟国の政府代表者が共同して政策決定を行い、政策の実行においては、加盟国に依存せず、独自の責任と権限において行う。ところが、EUでは、EC法により、加盟国の主権を大幅に制約することや、また、国家とは別にEU内に主権を有する機関を設立することも可能となっているのである。このことは、国家の権限よりもEUの権限が強いことを意味する。

では、EUの法体系はどのようにになっているのであろうか。

EUの基本法は、EU設立条約である。この基本条約には、ESCE条約、EC(EEC)条約、EURATOM条約などがあるが、このうちEC条約がEUの憲法的地位を占めている。前述

のように、EU内において条約締結権を有するのは、ECである。

EU法の法源は、前記設立条約、EC制定法、判例³⁰⁾、第三国との協定、一般国際法が挙げられる。特に、ECが制定する法(community law)には、「規則(regulation)」、「指令(directive)」、「決定(decision)」、「勧告及び意見(recommendation and opinion)」がある。規則は、全ての加盟国に対して拘束力を有し、加盟国内でも直接に適用される。指令は、達成すべき結果についてのみ加盟国を拘束するが、そのための方法・手段は当該加盟国に委ねられる。決定は、加盟国・私人に対してのみ法的拘束力を有する。勧告及び意見は、法的拘束力を有さない。

以上のように、EUは設立条約と併せて、全体として「EC法」という1つの法秩序を構成する。このようなEC法は、加盟国の国内法に優位する法的拘束力を有し、また、加盟国の域内においては、私人に対しても直接適用(direct effect)されるのである。すなわち、加盟国には完全な主権が残されていないのである。このことからも理解できるように、既存の国際機構にはみられない独特の法体系を有するといえるのである。

(3) EU国家論

EUは組織構造の面においても、また制度的な面においても、従来の国際機構にはみられない独特の性格を有している。このような特殊な国際機構は、現在まで1つとして存在して来なかったのである。EUは、司法機関、立法機関、行政機関が備えられており、一見すると国家の様相を呈しているかのようにもみえる。このような構造をもつEUは、加盟国の主権を制限していることから、「EUを中央政府とする『国家』である」といえなく

もないでのある。

では、EUは「国家」なのだろうか。それとも、従来の国際機構がそうであるような、加盟国の主権を維持しつつ、政策協調を図ろうとする「諸国家からなる『集団的体制』」であると捉えるべきなのか。

この点に関しては、EU新規加盟国のために基準を定めた「コペンハーゲン基準」が参考³¹⁾になる。それは、EUを支える新規加盟国をどのような基準で認めていくのかは、今後のEUの在り方、目指すべきビジョンを提示してくれるものであるからである。

新規加盟の具体的要件としては、第一に、政治的基準である。民主主義、法の支配、人権及び少数民族の尊重と保護を保障する安定した諸制度を有すること、第二に、経済的基準として、市場経済が機能しており、EU域内での競争力と市場力に対応できるだけの能力を有すること、第三に、政治目標ならびに経済通貨同盟を含む加盟国としての義務を負う能力を有していること、を挙げている。ここでは政治的基準や経済的基準を設け、統合に必要な諸条件を整えることが要求されている。すなわち、既存のEU加盟国が基本条約に基づいて積み上げてきた法体系の総体を、新規加盟国が受け入れることを要求しているのである。

以上から、私見は、EUの欧州一体化という一連の統合の動向は、単に、政策協調のための国際機構を目指したものではなく、それは言い換れば「新国家」を創設しようとする、EUの地域的努力に他ならないものであると考える。ここでいう統合³²⁾は、EUの中央集権化を意味するのではなく、国家に一定の主権を留保しつつの、いわば緩やかな連邦国家体制創設といえよう。

3. 政治・経済統合の展望

欧州では、マーストリヒト条約の締結により、EUを誕生させ、また、新たに経済・通貨、外交・安全保障政策、社会福祉の3分野での統合が約束され、加盟国の緊密性が一段と増すこととなった。

特に1999年1月、国家が自国の通貨を放棄して、ユーロ（EURO）³³⁾を正式通貨とする欧州通貨統合政策が現実化したことは、EU域内だけでなく、国際社会にも十分インパクトを与えることに成功したといえよう。新通貨であるユーロ導入により、EU経済はどう変わるのだろうか。また、国際金融市场にどのような影響を及ぼすのであろうか。さらに、EUは市場統合を中心に形成されてきたが、統合のもう一つの側面である「政治統合」はどうになっているのであろうか。すなわち、地域による協調政策の延長線上に、安全保障政策を含むことが可能なのか。それとも、経済的側面である市場統合と政治的側面である安全保障政策とは互いに相容れないものなのか。

以下、個別的に検討する。

(1)ユーロ誕生の期待

EUが10年にも及ぶ準備期間を要して進ってきた経済通貨統合は、EU加盟国の期待と不安の中で出発した。1992年の市場統合完成を受けて、1999年のユーロ統合を経たEUは、着実に経済統合の道を歩んでいる。そもそもユーロの誕生は、1990年の資本の自由移動を第1段階、1994年の欧州通貨機構（European Monetary Institute; EMI）の設立³⁴⁾を第2段階、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union; EMU）の第3段階に分けて進められてきたものである³⁵⁾。すなわち、共通通貨の導入は、

ここでいう第3段階の開始をいう。そして、共通通貨ユーロが導入されたことで、欧州中央銀行（ECB）³⁶⁾による統一金融政策が開始されることになった。これに伴い、ユーロ参加各国の通貨との交換レートが不可逆的に固定された。通貨は国家の主権の1つであり、國家が敢えてこれを放棄し、EUに権限を移譲したということは、参加国のユーロに対する並々ならぬ期待感を窺い知ることができよう。確かに、共通通貨のユーロ圏が誕生したことは、国際金融市场に多大なインパクトを与える結果となったのである。

では、ユーロ導入は今後の国際市場に、どのような影響を及ぼすのであろうか。すなわち、ユーロが国際通貨として強い通貨として流通していくのか、それとも弱い通貨のまま終わってしまうのかの問題でもある。この点に関する議論としては、「ハード・ユーロ論」と「ソフト・ユーロ論」とがある。前者は、ユーロは国際的に強い通貨として流通すると考える説である。この説は、「輸出が輸入を上回る社会では、通貨への需要は供給を上回るから、ユーロは国際的に強い通貨となる」と説く。これに対し、後者は、ユーロは国際的に弱い通貨として流通すると考える説である。この説は、「EU内には慢性的な構造問題を抱えている国家が存在し、また新規参加国によりユーロ圏が拡大することで、結局、社会保障制度のばらつきや高失業率から抜け出せずに、必然的にユーロは弱い通貨になる」と説く。しかしながら、経済通貨同盟（EMU）が発足した後も、参加国には一定の基準³⁷⁾が要求されており、仮に基準に達しなかった場合には、一定の警告が与えられた後に最終的には預託金の没収といった制裁もあることを考えると、ソフト・ユーロ論の主張するように、必然的にユーロは弱い通貨になるという

のは妥当ではない。

EUは巨大な共通市場を完成し、現在12の国で共通通貨が流通しているのであるから、市場規模からいっても「ドルに対抗し得る通貨」に成長し得るといえるのではないだろうか。それだけに、共通通貨の登場は、EU域内だけでなく、全世界に大きな影響を与えることになるといえる。なぜなら、ユーロ圏は、アメリカ合衆国に匹敵する市場規模を有しており、また、国内総生産（GDP）の比率も、アメリカ合衆国と比較しても決して見劣りするものではないのである。このことから、いずれは国際通貨として、アメリカ合衆国のドルに次ぐ基軸通貨となり得る可能性が高いといえる。

以上から、EU統合の効果は、経済面に加え国際政治にも波及するものと思われる。そして、ユーロ導入はEU加盟国の経済的緊密性を強化するだけでなく、また、EUの政治統合を勢いづけるといえるのである。

(2) 政治統合

EU統合は、市場統合を中心に形成されてきたが、統合のもう1つの側面である「政治統合」については、マーストリヒト条約の発効により具体的に始動し出したといえる。同条約では、EUの将来的共同防衛を含む共通外交及び安全保障政策の遂行が規定³⁸⁾され、EUは共同で安全保障上の協議・協力関係を築いていくという政策方針が打ち出されている。このように、市場統合から始まったEU統合は、次第にその範囲を広め、政治統合という新たな挑戦を試みようとしているのである。

以下、EUの政治統合の経過につき検討する。

従来における欧州の政治協力体制は、欧州政治協力機構（European Political Community; EPC）³⁹⁾が主体となって活動をしていたが、法的拘束力を有する「共同行動」は、全会一

致が得られた決定にのみ認められ、また、合意の違反に対する制裁も全く存在せず、単なる政府間協力に過ぎない存在であった。その後、単なる政府間協力ではない新しい政治協力形態の必要性が意識され、マーストリヒト条約において、共通外交・安全保障政策（CFSP）がEUの基本原則の1つとして規定されるに至ったのである。特に、安全保障政策（CFSP）では、加盟国共通の立場を規定し、加盟国の外交政策の協調、EUとしての対外的行動の統一を採択し、加盟国に法的責任を負わせることになる。同条約では「共同行動」の採択における決定が迅速に行われるよう、「加重特定多数決方式」を採用したのであるが、この加重特定多数決では、議決権の多い加盟国がイニシアティブを發揮し易く、議決権の少ない加盟国の中意見が反映され難く、ひどい場合には、小国の意見は無視される危険性をも孕んでいたため、アムステルダム条約では、こうした弊害を除去するために、新たに「建設的棄権」の制度を新設した。この制度は、加盟国が採択において敗れても、自国はその決定に従う義務が免除される制度である。この制度の新設により、加盟国間における議決権の格差は修正されることになったのである。

また、EUはアムステルダム条約において、共通防衛政策の漸進的な策定と西欧同盟（WEU; Western European Union）⁴⁰⁾のEU統合について「EU発展のための不可欠の一部」⁴¹⁾であることを言及している。この点から、今後、WEUがEUに統合される可能性は十分あるといえるのだが、WEUを欧州防衛の中核にしたいフランスとNATOの枠組みを維持したいイギリスとの根強い対立があり、今後の動向が注目されるところである。

(3) 今後の課題

EU統合は、今後もさらなる拡大を果たしていくものと思われる。EU加盟国は、国家

の主権を EU に移譲することで、国家を越えた組織体を形成し、国際社会のイニシアティブを発揮しようとする。しかしながら、EU の政治統合の強化は、反面として、加盟国の政治状況如何によっては、政治的対立が生じる恐れが多分にある。また、経済的な面では、第 1 に、失業者問題の深刻化が挙げられる。加盟国は、共通通貨創出を最優先課題としてきたため、雇用危機の回復はおざなりになっているのである。第 2 に、財政赤字削減のために無理を重ねた結果、国内の総生産に対する比率が一定の基準値を下回っているのである。第 3 に、金融政策の主導権の問題である。これは、各加盟国の有する金融政策が欧州中央銀行（ECB）に一元化されてしまい、金利や為替の調整による独自の経済対策が行えなくなってしまったのである。

これらの問題は、氷山の一角でしかない。しかしながら、EU は現に幾多の困難を乗り越えて、今日に至っているという事実を鑑みれば、持続的発展の可能性は多分にあるといえよう。今後、新規加盟国により組織もその機能も拡大する。統一された政治意思を有する EU の国際戦略は始まったばかりである。

おわりに

地域統合は実現可能なのだろうか。こんな単純な疑問から本稿は出発した。しかし、EU は、おおかたの期待を裏切り、四度にもわたる統合を成功させている。EU 統合当初から、懐疑的であった、経済政策統合、社会政策統合、そして安全保障政策の共通化⁴²⁾は、着実に進んでいるのである。そして、各種分野における政策は、一国ではなく地域全体での高い水準を目指しているのである。世界中、どこを探してもこのような先例はない。では、EU 統合は、我々に何を示しているのであるか。

EU は、地域主義の新たな可能性を象徴し

ているように思える。国際社会は、政治や経済、安全保障面で多角的に信頼関係が培われることにより、はじめて安定した国際社会秩序を確立できるものである。一国で出来ることには自ずと限界がある。だからこそ、集団による協力体制が必要なのかも知れない。これは、政治と経済とを軸とした、多角的な集団体制を意味する。それは複数の国家による地域的な結束を基軸に、政治や経済を包含する、多角的体制の確立である。世界全体の課題に、共同して取り組む体制の構築こそが、集団体制の本質に他ならないと考える。なぜなら、多数の国家が国際機構を形成することで、少なくとも加盟国内の紛争・対立を予防・回避することが可能となり得るし、加盟国の恣意的な紛争・対立を未然に防止する効果をあげることも可能であろう。何よりも、集団体制システムの確立は、集団内における相互監視及び相互対話の実質的な実現が可能となるのである。集団体制を基軸とする統合は、信頼醸成など、多くの時間的経過を要するであろうが、複数の国家が議論の場に列席し、対等な関係で対話することができる体制が整いさえすれば、平和的国際秩序の礎になるのではなかろうか。そのためには、政治・経済・安全保障政策を包括的に定めた新しい体制、すなわち、地域統合が必要といえるのではなかろうか。では、地域統合を進めていく上で、何が弊害となるのか。制度的な問題としては、政党・軍部・議会・利益集団、政策、決定のプロセス、公共政策など、多岐多様の分野に亘る。だが、単独国と統合国とのメリットとデメリットを比較した場合、一体どちらが正しいと言えるのだろうか。地域統合の前提が、国家相互の信頼を基礎に成り立っていることを考えれば、これは不可能なことではないと考える。以上より、地域統合は、各国家がその機能を共有させていくことにより、達成可能であると考える。

資料－1

ユーロ圏

Euro Area

<2001年>

人口

3億510万人
(日本の約2.4倍)

通貨

変動相場制

ユーロ

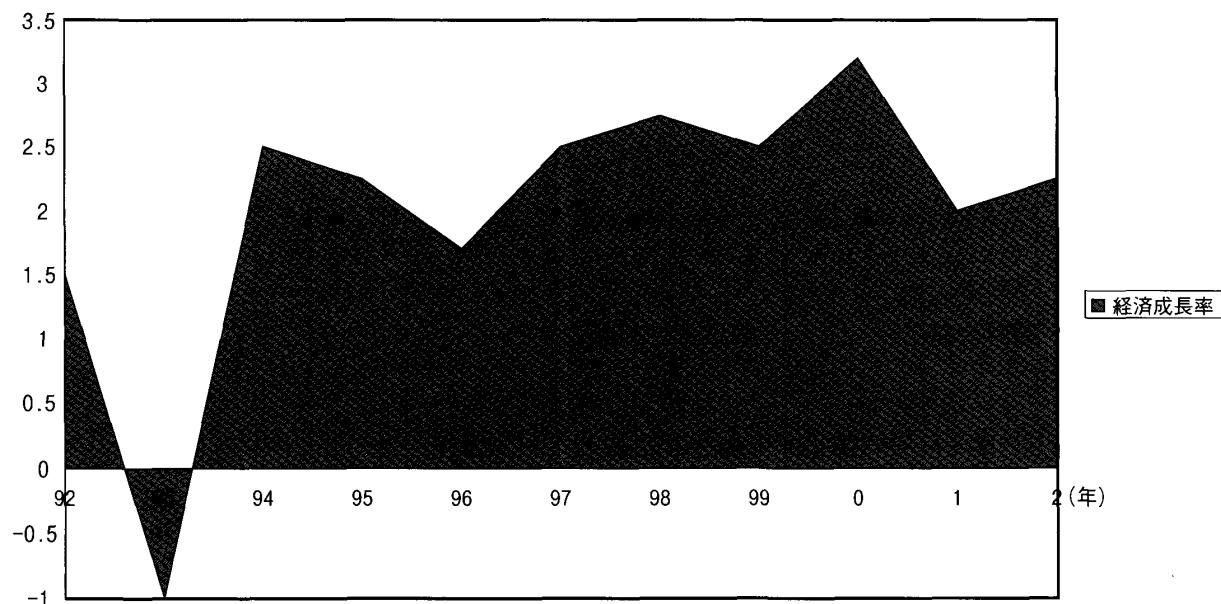
1米ドル = 1.09ユーロ

一人当たりGDP 19.884米ドル(2000年)

産業構造(GDP構成比) 1次産業 2.4% 面積 249.6万km² (日本の約6.6倍)
(2000年)2次産業 28.1% ユーロ圏：通貨「ユーロ」を使用する経済通貨同盟
(EMU)に参加する欧洲12ヶ国で構成

3次産業 69.5%

ユーロ圏経済のこれまで



ユーロ圏の主要経済指標

	90年代 (91～99年)	2000年	2001年	2002年				実質 GDP
				欧州委員会	OECD	IMF	民間機関	
実 質 GDP	前年比%	1.8	3.3	1.5	1.4	1.3	1.4	実質 GDP
個 人 消 費	同上	1.7	2.5	1.3	1.2	1.4	-	平均
固 定 投 資	同上	1.7	4.3	▲ 0.2	0.2	▲ 0.1	-	12
鉱 工 業 生 産	同上	1.6	5.5	0.2	-	-	-	最大
消 費 者 物 価	同上	1.5	2.3	2.5	2.2	2.0	1.9	1.5
失 業 率	%	10.8	8.8	8.4	8.5	8.2	8.5	最小
経 常 収 支	億ユーロ	252	▲ 599	▲ 93	-	531億ドル	-	1.0
(GDP 比)	%	(0.4)	(▲ 0.9)	(▲ 0.1)	(1.1)	(0.9)	(0.8)	(23 社)
財 政 収 支	億ユーロ	-	159	▲ 863	-	-	-	-
(GDP 比、年度)	%	(▲ 4.0)	(0.2)	(▲ 1.3)	(▲ 1.4)	(▲ 1.5)	(▲ 1.6)	
政府債務残高	億ユーロ	-	44,764	47,078	-	-	-	
(GDP 比、年度末)	%	(58.4)	(69.5)	(69.1)	(68.6)	-	(68.8)	

(出所) Eurostat (欧州統計局)。ただし経常収支比は ECB (欧州中央銀行)。欧州委員会 “Economic Forecasts” (2002 年 4 月)。OECD は “Economic Outlook 71” [2002 年 4 月]、IMF は “World Economic Outlook” (2002 年 4 月) による。(注) 経常収支の 90 年代は、97～99 年。

【出所】内閣府「世界経済の潮流」2002 年 146・147 頁

資料－2

ヨーロッパ連合（EU）の歩み

欧州共同体（EC:European Communities）

欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約
(パリ条約) (1952年7月発効)
欧州原子力共同体（Euratom）設立条約
(ローマ条約) (1958年1月)
欧州経済共同体（EEC）設立条約
(ローマ条約) (1958年1月)

単一理事会・単一委員会併合条約
(1967年7月発効)

関税同盟完成 (1968年7月)

経済通貨同盟構想
(ウェルナー報告、1971年)
欧州通貨制度（EMS）
ECU導入 (1979年3月)

域内市場完成白書 (1985年6月発表)

欧州防衛共同体（EDC）構想
(1954年8月挫折)

欧州政治協力（EPC）
(1970年以降基本条約の枠外で)

単一欧洲議定書（SEA）

(1987年7月発効)
<域内市場完成の目標期限を設定、EMU、EPCを明記>

通貨同盟に関する報告
(ドロール報告、1989年4月)
経済通貨同盟（EMU）
第1段階 (1990年7月)

域内市場完成 (1992年12月末)

欧州連合条約（マーストリヒト条約）
(1993年11月発効)
(EMUのタイムスケジュールを設定、CFSP、司法・内務協力等を明記)

経済通貨統合（EMU）
第2段階 (1994年1月)
経済通貨統合（EMU）
第3段階 (1999年1月)

単一通貨ユーロ導入

改定欧州連合条約（アムステルダム条約）
(1997年10月署名、1999年5月発効)
(社会政策分野、CFSP、司法、内務協力分野等の強化)

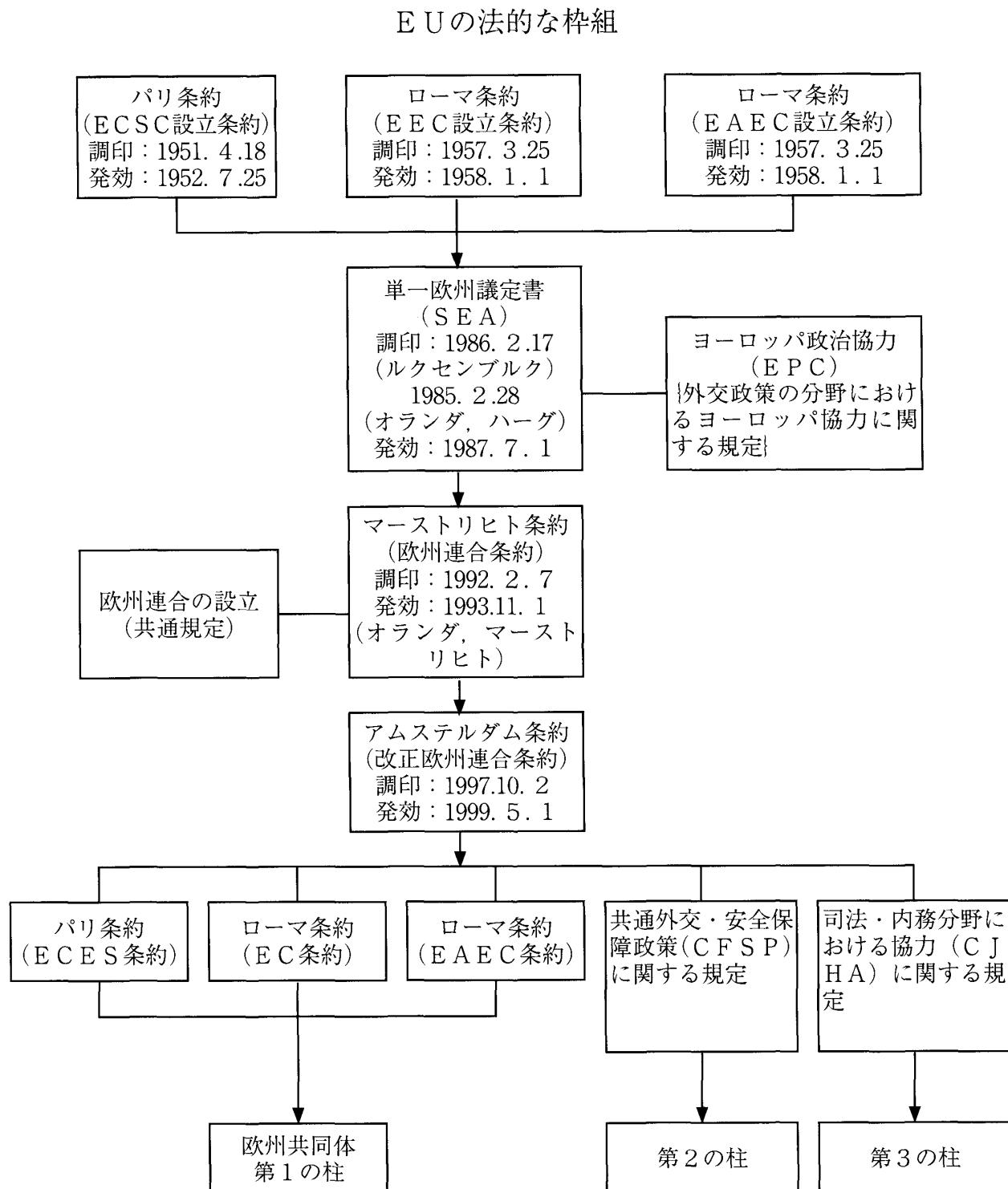
2002年1月1日ユーロ貨幣の流通開始

共通外交・安全保障政策(CFSP)

司法協力・内務協力

【出所】外務省「欧州経済と日欧経済関係」2002年

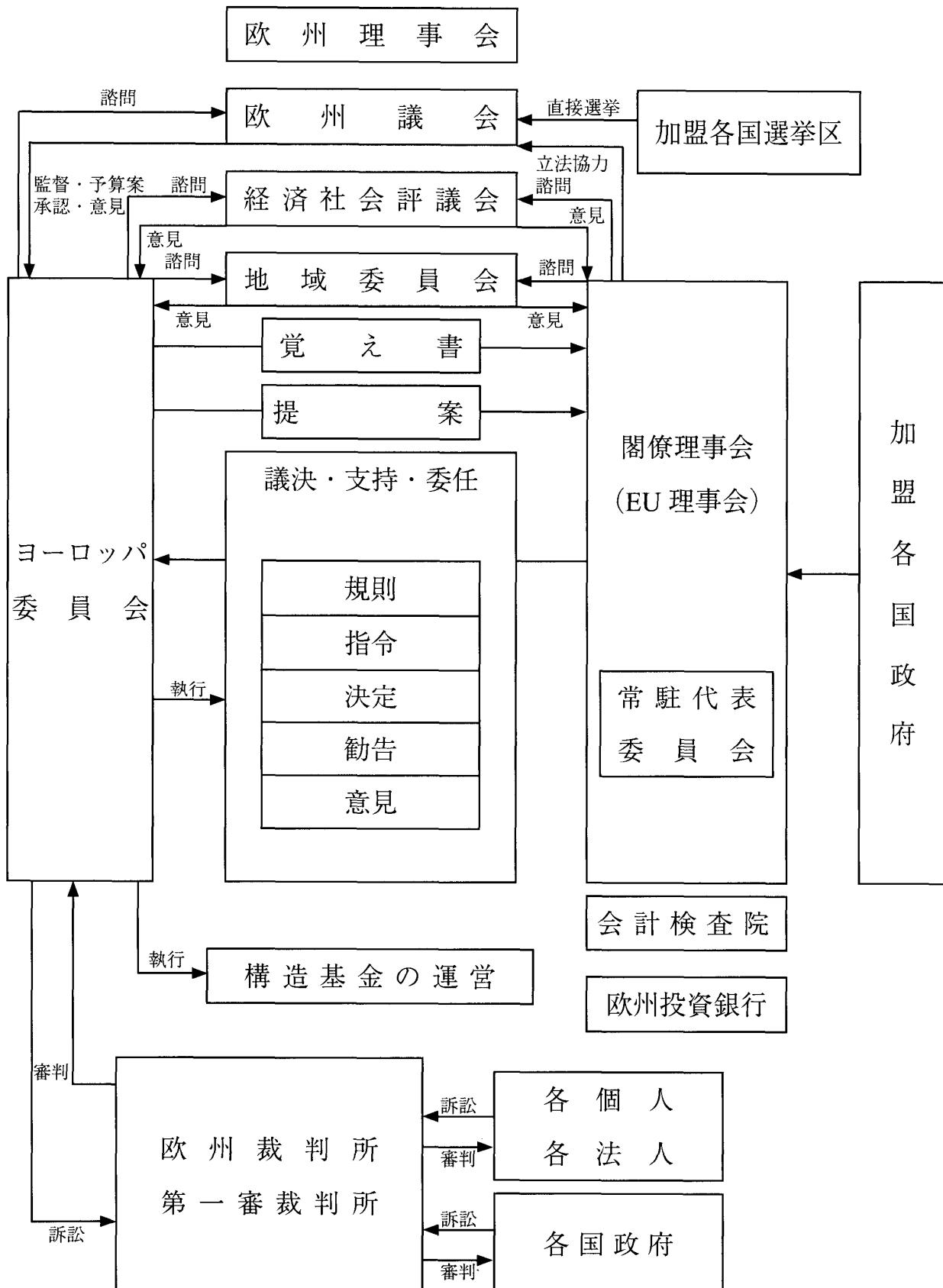
資料－3



【出所】田中友義2001『EUの経済統合』中央経済社28頁

資料－4

ヨーロッパ連合（EU）の組織機能



【出所】田中友義2001『EUの経済統合』中央経済社29頁

参照文献

- The commission of the European Communities(1990),
*COMPLETING THE INTERNATIONAL
MARKET, ECSC-EEC-EAEC*
- 石川 明編 1993 『EC 統合の法的側面』 成文堂
- EC 委員会編 1991 『EC 統合白書』 日本経済新聞社
- 猪口孝編 1988 『現代政治学叢書（全20巻）』 東京大学出版会
- 金丸輝男 1996 『ヨーロッパ統合の政治史』 有斐閣
- 河野健一 1999 『ユーロ誕生』 毎日新聞社
- 斎藤直樹 1998 『国際機構論－国連の集団的安全保障と平和維持活動の諸問題－』 北樹出版
- 坂元一哉 2000 『日米同盟の絆－安保条約と相互性の模索』 有斐閣
- 須藤真志編 1991 『戦後世界の潮流（改訂版）』 学陽書房
- 高坂正堯・公文俊平編 1983 『国際政治経済の基礎知識』 有斐閣
- 高野雄一 1975 『国際組織法（新版）』 有斐閣
- 田中俊郎 1998 『EU の政治』 岩波書店
- 田中友義 2001 『EU の経済統合』 中央経済社
- 日本国際政治学会編 1979 『戦後日本の国際政治学』 有斐閣
- 萩原宜之編 1994 『講座現代アジア3 民主化と経済発展』 東京大学出版会
- 船橋洋一 1998 『同盟を考える－国々の生き方』 岩波書店
- フランケル・J 1980 『国際関係論（新版）』 東京大学出版会
- 細野昭雄 1995 『APEC と NAFTA』 有斐閣
- 細野昭雄 1995 『地域機構の発展』 山本正三（編）『産業経済地理』 朝倉書店
- 松井芳郎 1993 『湾岸戦争と国際連合』 日本評論社
- 松隈 潤 1993 『欧州政治統合と欧州連合条約』 外交時報1297号
- 最上敏樹 1996 『国際機構論』 東京大学出版会
- 山本武信 1998 『ユーロ誕生』 共同通信社
- 山根裕子 1995 『新版 EU / EC 法－政治・経済目的とその手段』 有信堂
- 横田洋三編 1998 『国際機構論（補訂版）』 国際書院
- 渡部茂己 1997 『国際機構の権能と組織（第2版）』 国際書院

注

- 1) 田中公男『経済統合のパワーゲーム』（2002年、文藝春秋）9頁以下。国民国家は、国民経済を律するために、独自の法制度を有するが、その反面、人、財、投資、企業等の国際的移動に際しては障害となることを指摘する。
- 2) ハース（E. B. Hass）の「国際統合論」によると、国家統合がある分野で実現すると、次第に別の分野にも波及していくことを指摘する。すなわち、経済的統合が実現すると、その領域からスpill・オーヴァー（Spill Over）して、他の領域にまで波及し、究極的に国家統合をもたらすことを示唆する。
- 3) 2002年現在の加盟国は、アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルクの15ヶ国である。（黒字は、ユーロ圏12ヶ国。）尚、1993年の欧州理事会において、新規加盟の基準として「コペンハーゲン基準」が定められ、

アルバニア、アイスランド、エストニア、キプロス、スロバキア、スロベニア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニアが加盟申請中ないし準備中である（2002年11月現在）。

- 4) この点に関する議論としては、田中友義『EUの経済統合』（2001年、中央経済社）10頁以下に詳しい。
- 5) 前出(4)・前掲書16頁では、「日米両国の経済的挑戦に加えて、アジアNISEなどの中進国の追い上げの脅威がヨーロッパ側の危機感を一層高めた」ことを指摘する。
- 6) 経済のボーダレス化に伴い、国家にとっては自国の政策に対する「自律性（コントロール）」を維持し難くなったといえるのではなかろうか。その結果、同じような方向性をもつ国家同士の関係が強化されたといえる。特に、政治的結合は、既存の地域協力体制にはなかったことであり、これを可能なものとした背景には、同一地域による歴史的・文化的・政治的背景があったことは言うまでもない。
- 7) ここでいう「グローバリゼーション」とは、単に、経済における収斂ではなく、地球規模での収斂を意味する。
- 8) この点、多くのアジア諸国では、未だ国家主導の保護貿易に依存している部分が多く、自国産業のみを守ることに終始しているようと思われる。確かに、「外資による現代化」と「市場経済の開放」という対外政策が推し進められてはいるのだが、政治的民主性という面においては、当面は放置されていると言わざるを得ないのでなかろうか。
- 9) 欧州の政治・経済統合の道筋を定めた「マーストリヒト条約（アムステルダム条約→ニース条約）」が1993年11月1日に発効されたことに伴い、欧州共同体（European

Communities）に代わる新共同体が誕生した。この設立基本条約は、国際機構の目的、原則、任務、権限、内部機関、加盟、除名、脱退等の要件を規定するもので、当該国際機構における基本原則を規定したものである。

- 10) 国際機構（International institution）というと、通常、政府間組織であるIGO（intergovernmental organization）を意味する。その根拠は、「条約法に関するウィーン条約（1969年採択・1980発効）」（法令番号昭和56年7月20日条約第16号）に求められる。同法第2条1項において、国際機構は政府間機構をいうことが示されている。しかしながら、最近ではそれ以外の組織であるNGO（non-governmental organization）の活動が注目されている。NGOの中には、国際理解の増進を目的とするものから、慈善事業団体、圧力団体等、多岐に亘る。行為主体として、IGOと比較して国家の束縛がないことから、柔軟な活動ができるのが特徴的であるが、本稿では扱わない。
- 11) 国家の成立形態については、講学上、「合併」・「併合」・「分離」・「分裂」の4つに分類される。「合併」とは、複数の国家が合併することにより成立し、1つの新国家を形成する形態をいう。「併合」とは、一国が条約に基づき他国の領域を譲り受け、被併合国が消滅するという形態をいう。「分離」とは、国家の一部が分離・独立した国家を形成する形態をいう。戦後、独立を果たしたアジアの多くがこの形態といえる。「分裂」とは、一国が消滅し、複数の国家に分裂する形態をいう。
- 12) 栗林忠男『現代国際法』（慶應義塾大学出版会株式会社、1999年）113頁。その他の文献としては、横田洋三編『国際機構論（補訂版）』（国際書院、1998年）、渡部茂己『国際機構の機能と組織（第2版）』（国際書院、

- 1997年) が参考になる。
- 13) 国際機構内に司法機関を備えているものとしては、国際連合における国際司法裁判所(IJC)をはじめ、EUの欧州司法裁判所(ECJ)がある。欧州司法裁判所は、条約のみでなく、EU法を解釈・適用し、私人の出訴権を認めるなど、広範な管轄権を有する。
- 14) いわゆる「加盟国の二重機能」と呼ばれるものである。ここでは、設立基本条約が、対内的には「国際機構の基本法」として機能し、対外的には「条約」として機能する。
- 15) 国際社会において、国家が政治的主体性を有しているといい得るための要件としては、以下4つが挙げられる。すなわち、「人民」・「領域(領土・領海・領空)」・「政府」・「外交能力」である。しかしながら、これらの要件は何れも厳格に充足し得ないとの説も有力に唱えられている。
- 16) ロンドンにおける外相会議で、仏のロベルト・シューマン外相は、ECSCの設立は「ヨーロッパ連邦への最初の具体的な基礎を築くものである」ことを訴えた。なお、本稿ではEU統合の歴史的変遷及び設立の背景については、全て省略する。これについては、前出(4)・前掲書に詳述されているので参考になる。
- 17) EU統合の足跡は、当初、イタリア、オランダ、西ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルクの6ヶ国から始まった(通常、原加盟国と表される)。
- 18) 3共同体の「理事会」と「委員会」をそれぞれ統合し、それ以前に統合されていた「総会(現欧州議会)」と「司法裁判所」の4つの機関を共通のものとした。
- 19) 当該議定書は、EU内の政策決定手続(政策・法案・予算作成→協議→審議→修正→決定)について明確化した。
- 20) EUの本部はブリュッセルにあり、首脳会議は年2回以上開催される。執行・提案機関の「欧州委員会」、政策決定機関の「閣僚会議」、監督・諮問機関の「欧州議会」、司法機関の「欧州司法裁判所」により構成される。
- 21) アムステルダム条約に基づき、1997年6月、「安定と成長のための協定(Stability and Growth Pact)」が発効した。欧州統合後のユーロ価値安定のために、統合参加国に財政規律の維持を義務づける。また、統合参加国の財政赤字を、国内総生産の3%以内という基準を設定し、景気後退(リセッション)を抑制する。
- 22) アムステルダム条約に伴い、民事・内務協力に関しては、既存のEC条約内に収められ、警察・司法協力に関しては、EU条約内に残されている。
- 23) 欧州議会(European Parliament)【本部：フランスのストラスブール、定員626名(ドイツ99名、イギリス・イタリア・フランスが各87名、スペイン64名、オランダ31名、ギリシア・ベルギー・ポルトガルが各25名、スウェーデン22名、オーストリア21名、デンマーク・フィンランドが各16名、アイルランド15名、ルクセンブルグ6名)、任期5年】は、共同体の政策を発案し、理事会と共同で法案を制定する権限を有する。
- 24) 欧州連合理事会(Council of Ministers)は、各加盟国の代表により構成され、EUの一般的業務につき、決定を行う。外務大臣が出席する一般理事会の他、専門理事会もある。各加盟国は6ヶ月毎に交代で理事会の議長国を務める。
- 25) 欧州理事会(European Council)は、EU全体の政策を決定する最高意思決定機関である。年2回の開催が義務づけられており、ECサミットとして開催される。
- 26) 欧州委員会(European Commission)【本

部：ベルギーのブリュッセル、定員20名（イギリス・イタリア・スペイン・ドイツ・フランスから各2名、その他から1名）、任期5年】は、EUにおいて唯一法案提出権が認められている。また、条約の条項を施行するための規則を発令し、執行する行政執行機関もある。委員は共同利益達成のため、出身国からは完全に独立して任務を遂行することが義務づけられている。

- 27) 欧州裁判所（European Court of Justice）【本部：ルクセンブルク、定員15名の裁判官と9名の法務官、任期5年】は、加盟国だけでなく、私人についても管轄権を有する。なお、EU法は欧州司法裁判所とそれに付属する欧州第一審裁判所からなる共同体の裁判所と、加盟国の国内裁判所との双方で適用される。
- 28) 特定多数決によって表決がなされる際には、イギリス・イタリア・ドイツ・フランスが各10票、スペイン8票、オランダ・ギリシア・ベルギー・ポルトガルが各5票、オーストリア・スペインが各4票、アイルランド・デンマーク・フィンランドが各3票、ルクセンブルク2票の、計87票となる（内62票以上で採択可）。EU条約147条。
- 29) 田中俊郎『EUの政治』（岩波書店、1998年）35頁以下。
- 30) この点、欧州裁判所（EJC）の判例には、一般に先例拘束性がないとされているが、実質的には同裁判所の判例を適用しており、EU法の一部を担っているといえる。
- 31) 通常、EUの体制についてのアプローチは、「連邦主義説」・「新機能主義説」・「連合説」から導くのであるが、本稿では、今後のEU拡大を視野に入れ、別の角度からのアプローチを試みる。
- 32) 1991年に、オランダが提案したEC法改正草案前文には、欧州が目指すべきものは、ヨーロッパ共同体を基礎とする「連邦制

(federal)」を目的とすることが明記されていた。尚、イギリスの反対により、マーストリヒト条約では削除された。

- 33) 1995年12月に開催されたマドリード欧州理事会において、単一通貨の名称として「ユーロ（EURO）」が採択された。
- 34) EMIは、欧州中央銀行（European Central Bank）の母体。
- 35) アムステルダム条約により、意思決定に対し多数決制を導入し、多段階統合（マルチ・スピード方式）が可能となったこの方式では、条件を満たした国家から順次統合を進めていくことになる。
- 36) 欧州中央銀行（European Central Bank; ECB）は、各国中央銀行と共に、欧州中央銀行システム（European System of Central Banks; ESCB）を構成し、ユーロ圏内の物価安定を図っている。政治的独立性については、マーストリヒト条約により保障されている。為替レート政策における責任は閣僚理事会であるが、外為市場への介入と通常の管理運営はECBが独自で行うことになる。
- 37) 統合参加国の財政赤字が国内総生産（GDP）の3%以内という通貨統合参加基準を越えた場合には、最高でGDPの0.5%相当をEUに無利子預金として預託する。①超過赤字が2年内に解消しないときは、預託金は、制裁金としてEU予算に没収されることになる。②年間のマイナス成長率が2%以下の場合には、自動的に制裁除外決定の対象となり、マイナス率が0.75～2%未満であれば、加盟国の事情を考慮して、制裁除外を判断することになる。
- 38) マーストリヒト条約第5編J条。
- 39) EPCは、EC条約からは独立したもので、EC枠外で構成各国の同意に基づいて設立された政府間協力機構である。設立当時から、経済面はEC、政治面はEPCと明確に区別されており、ECの運営にあたるEC委員会はEPCにおける発議権が認められず、統一した行動がとれ

なかったのである。

40) 西欧同盟は純欧州的な軍事機構で、アイルランド、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデンを除くEU10ヶ国が参加している。

41) マーストリヒト条約第J条2項。

42) 例えば、EUが10年以上にもわたり取り組んできた経済通貨同盟（EMU）は、スタート直前まで悲観的に見られていた。財政赤字やインフレ率について定められていた目標数値は、当時（93～94年にかけて）の各国の経済状況を考えれば、その遵守は容易なことではなかったのである。

コメント

本論文は欧州連合（European Union、以下 EU と表記）の形成過程と現在の組織・機能を法的側面から分析し、今後の方向を展望したものである。

第1章では、EU の性格づけを試みる前提として、国際機構の一般的定義と構造、ついで国際機構と加盟国との関係、国際機構の法主体性に関するこれまでの理論が手際よく整理されている。

第2章では、1950年の「シューマン宣言」に始まり 1999 年の通貨統合にいたる複雑な過程を簡潔に述べたのち、現在の EU の組織構造と法制度、新規加盟の基準を定めた「コペンハーゲン宣言」を分析したうえで、「単に、政策協調のための国際機構を目指したものではなく、それは言い換えれば『新国家』を創設しようとする、EU の地域的努力に他ならないものである」としその目指す国家像は「緩やかな連邦国家体制」である、と結論している。

第3章では通貨統合によるユーロの誕生と世界基軸通貨となる可能性、防衛・安全保障をめぐる政治統合への動きを論じ、今後の問題として(1) 失業者問題の深刻化、(2) 財政赤字問題、(3) 金融政策主導権を指摘しながらも、「持続的発展の可能性は多分にあるといえよう」と結論している。

本論文の筆者は博士課程（後期課程）にお

いて国際機構の一つである WTO（世界貿易機関）体制に対するアジア諸国、なかでもインドの対応を法学の立場から研究している。WTO というグローバルな枠組みのなかでアジア地域では ASEAN（東南アジア諸国連合）内部だけでなく、ASEAN と中国・ASEAN と日本・ASEAN とインドの自由貿易協定締結への動きが見られるようになってきている。

これまでのところ EU の形成を可能にした要因として、地理的近接性と政治的・文化的・経済的状況の均質性の存在を否定しえないのであろう。政治・経済体制、経済発展段階だけでなく、言語・文化・宗教・民族の多様なアジア地域においては政治的統合はおろか自由貿易地域の実現さえ危ぶまれている。しかし、EU は現在 15ヶ国 の加盟国に加え、2004年 5月 1日 よりアルバニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ポーランドなど中・東欧の 10ヶ国 を受け入れる予定である。またイスラム教徒の多いトルコも加盟を希望をしている。

グローバリゼーションのなかでのアジアにおける地域統合の将来の可能性を展望するに当って、唯一の成功事例である EU の形成過程・今後の動向を丹念にフォローすることは非常に有意義なことであろう。本論文の意義はこの点にある。

（多田 博一）